

外国人介護人材獲得強化事業 Q & A

○交付対象者

1 補助対象者とはどのようなグループですか。

補助対象者は次の全てを満たす法人グループです。

- (1) 県内の外国人介護人材の受入事業所等（受入れ予定を含む）を経営する同一関係ではない2法人以上で構成
- (2) 海外現地での採用活動を行ったことのある事業者が1事業者及び海外現地での採用活動を行ったことのない事業者が1事業者以上で構成

2 県内に事業所があれば、法人の所在地が県外でも対象となりますか。

県内に施設・事業所が所在すれば、法人所在地が県外であっても対象となります。ただし、同様の補助金を他都道府県で受けている場合は按分を行う必要があります。

4 第2条第1項の「海外現地での採用活動」とは具体的にどのようなものですか。

実際に海外現地に赴き行う就職希望者や学生向けの説明会や、採用面接などを行うことを想定しています。

3 第2条第1項「海外現地での採用活動を行ったことのない事業者」とはどのような事業者ですか

外国人介護人材を採用したことの有無ではなく、海外現地での採用活動を行ったことがない事業者としています。

○対象となる事業

1 事業の実施期間はいつからいつまでになりますか。

交付決定日に関わらず令和8年4月1日から令和9年2月28日までになります。

2 第3条第1項(3)の「採用・広報活動」とは具体的にどのようなものですか。

次のような活動を想定しています。

- ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
- ・日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
- ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等

- 3 事前調査として現地を訪問した後、国内でオンライン等により「採用・広報活動」を行った場合は対象となりますか。

対象となりません。「採用・広報活動」は海外現地で行ったものが対象です。

- 4 現地にて「採用・広報活動」を行ったが、実際に採用に至らなかった場合、補助金を返還する必要がありますか。

実際に採用に至らなかったとしても、返還する必要はありません。

○対象経費

- 1 採用の際、職業紹介事業者に支払う手数料は対象となりますか。

対象となりません。

- 2 管理団体へ支払う管理費や登録支援機関へ支払う支援委託手数料は対象となりますか。

対象となりません。

- 3 対象経費に食糧費がありますが、現地での飲食代は対象となりますか。

海外現地での事業者の職員等の飲食代は対象外です。説明会等の際に提供するお茶等が対象となります。

- 4 現地を訪問するツアーを頼んだ場合、旅行代理店等に支払う経費（手続きに係る手数料等）は対象となりますか。

対象となりません。

- 5 国内移動に係る経費も対象となりますか。

海外に渡航する際の最小限の費用に限り対象となります。

○事前協議に関すること

- 1 事前協議に申請すれば必ず補助を受けられますか。

予算に限りがありますので、申請書類を審査し、補助対象となる法人グループを決定します。

令和8年度は3グループを想定しています。